



(5) [REDACTED]  
証人 嶋津 暉之 (呼出・尋問時間 60分)

(6) [REDACTED]  
証人 早乙女 正次 (呼出・尋問時間 40分)

## 2 立証の趣旨

### (1) 前記(1)について

現在国土交通省関東地方整備局河川部長職にある者として、八ッ場ダムの治水効果はわずかなもので、しかも下流域ほどその効果は少なくなること、及び栃木県はカスリーン台風の際、利根川本川の氾濫による被害はなく、今後利根川本川で同規模の洪水があったとしても、栃木県には利根川本川の洪水の影響がなく、栃木県が八ッ場ダムによる著しい利益を受けることはないことを立証する。

### (2) 前記(2)について

現在栃木県県土整備部砂防水資源課長職にある者として、栃木県はカスリーン台風の際、利根川本川の氾濫による被害はなく、今後利根川本川で同規模の洪水があったとしても、栃木県には利根川本川の洪水の影響がなく、栃木県が八ッ場ダムによる著しい利益を受けることはないこと、栃木県は地下水源が豊富で、県南地域の地盤沈下以外地下水の利用で問題は起きていないこと、県南地域の地盤沈下は農業用水や工業用水の取水によるもので、しかも県南地域の地盤沈下は沈静してきていること、栃木県の思川開発事業への利水参画は、南摩ダムは水が貯まらず、本当に必要な量の水が確保できるか検証もなく、且つ、水道用水供給事業について具体的な計画も予算的な裏付けもない状態でのものであること等について、立証する。

### (3) 前記(3)について

現在栃木県保健福祉部生活衛生課課長補佐職にある者として、栃木県南関係各市町には水道用水の大幅需要は見込めず、また、県南地域の地盤沈

下は農業用水や工業用水の取水によるもので、水道用水を地下水から表流水に転換したとしても、地盤沈下対策にはならないこと、栃木県内では水道水源の井戸について汚染事故はないのに対し、表流水については取水制限に至る事故が多く発生していること、及び、栃木県は、水道用水供給事業について具体的な計画も予算的な裏付けもない状態で思川開発事業に利水参画していること、思川開発事業からの取水による水道用水供給事業の事業化は困難であり、厚生労働大臣の認可を受ける見込みはないこと等について、立証する。

(4) 前記(4)について

旧通商産業省工業技術院地質調査所に勤務し、各地の地震、津波、噴火、洪水、地盤災害等の調査研究に携わり、定年退職した者であり、地質調査の専門家として、本件訴訟では2008（平成20）年5月2日付けで「意見書『八ッ場ダムサイトの地盤の安全性について』」（甲B95）作成し、前橋地方裁判所平成16年（ウ）第43号事件では、証人として同意見書の内容を敷衍する証言を行っている（甲B101）ところである。

控訴人らが、八ッ場ダムサイトの地盤の危険性について主張したことから、国土交通省も重い腰を上げて再検討を行い、2011（平成23）年11月、「八ッ場ダム建設事業の検証に関わる検討報告書」を作成し、その中で新たな対策を公表するに至った。そこで、その検討報告書及びその基礎資料である「H22年業務報告書」を同証人に検討してもらったところ、意見書（甲B208）を作成され、これらには多くの疑問ある旨の指摘がなされたので、そのことについて立証する。

(5) 前記(5)について

北斗出版「水問題原論」等の著作がある水問題研究者であり、本件訴訟でも2009年8月10日付けの「意見書」を作成するとともに、原審で証人として同意見書の内容を敷衍する証言を行った。

控訴審では、八ッ場ダムの洪水調節便益計算の虚構（控訴人準備書面4）、八ッ場ダムの洪水調節効果の減衰について（同5）、及びダム事業の検証

の要件を満たさない栃木県の利水参画（同6）といった主張を行ったので、本証人によって、これらの主張を立証する。

(6) 前記6について

1980（昭和55）年に栃木県庁に採用になり、主として企業局で水道事業の建設、維持、経営等に携わり、水道課長の役職を最後に2012（平成24）年3月に退職した者であり、栃木県は地下水源が豊富で、県南地域の地盤沈下以外地下水の利用で問題は起きていないこと、県南地域の地盤沈下は農業用水や工業用水の取水によるもので、しかも県南地域の地盤沈下は沈静してきていること、栃木県の思川開発事業への利水参画は、南摩ダムは水が貯まらず、本当に必要な量の水が確保できるか検証もなく、且つ、水道用水供給事業について具体的な計画も予算的な裏付けもない状態でのものであること、思川開発事業からの取水による水道用水供給事業の事業化は困難であり、厚生労働大臣の認可を受ける見込みはないこと等について、立証する。

3 尋問事項

追って尋問事項書を提出する。